

鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事における作業床、歩み板を起因物とする死傷災害発生事例

(2017年)

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
3	17~18	会社加工場にて、翌日運搬予定の型枠資材をトラックに積み込む作業を行っていた。一部積み漏れた金物があったためフォークリフトのフォークにコンパネを敷き、トラック荷台の金物収納箱に手積みしようとした。トラック荷台も型枠資材の上に立ち金物を持ち上げようとコンパネに足を掛けてしまい、コンパネが滑り落ち、当人もバランスを崩し墜落した。	55	10~29
4	9~10	建設中の自動倉庫内部でウレタン耐火コート吹付作業を行っていた。吹付作業場所を移動する為、被災者は棚11段目から棚8段目（高さ約11m）へ階段で移動した。8段目には吹付け用ホースを上げ降ろしする為の開口があり、被災者は足場上で足を踏み外し（推定）、床上へ墜落した。	64	10~29
4	9~10	倉庫・車庫新築工事において、2階の床部分で3尺間隔の桁材（150ミリ×240ミリ）に床合板（28ミリ）を配って置こうとした際桁材部分へのかかりがすくなかった為、床合板が滑って一緒に落下し、臀部を1階のコンクリートで強打し腰椎を骨折した。	35	1~9
4	9~10	倉庫新築工事において、屋根・壁・樋等の板金工事施工のため、足場の1段目にて作業の準備中、誤って約2m下の地面に転落した。その際に頭部を打撲して急性硬膜下血腫となり、死亡した。	66	1~9
4	9~10	会社の土場で資材の片付け中につまずき左肩を資材にぶつけて負傷した。	68	10~29

5	11~ 12	工場内で棚の片付けをしている時、材料の入ったダンボールを整理していて誤って足を踏み外した。	37	1 ~ 9
6	11~ 12	被災者は型枠内の水洗い掃除作業中、水タンクから作業場所までホースを移動する際、途中でホースが絡まったため、立入禁止柵を乗り越えてホースを外そうとした時、誤って法肩から転落し背中を打撲した。	39	10 ~ 29
6	9~ 10	マンション新築工事現場にて、スタイロフォーム張りの際、隙間目張り作業中に、雨で濡れたスタイロフォームを踏み、足元が滑り転倒した。その際に、左膝を打ち負傷したものである。	64	1 ~ 9
7	16~17	上記現場において、バールで板を外そうとした際に板が外れた勢いで下の階段内に落下し、頭や首など全身を強打したもの。	33	1 ~ 9
7	11~12	3F床コンパネ張り作業中に不注意に足を踏みはずし、根太と根太の間（約400）から2F床（コンパネ下地）に墜落し腰・背中付近を強打した。ヘルメットは、かぶっており、親綱は張ってあったが安全帯は掛けていなかった。	44	1 ~ 9
7	15~ 16	住宅解体現場にて、2階部分を解体中に出た角材（2m位、重さ20kg~30kg）をダンブに積込み作業中、足の踏み場が悪かったため、変な姿勢で角材を持ち上げたときに、腰に強い痛みが出た。そのまま少し様子を見ながら休みをとるなどして仕事を続けたが、歩行困難になり、病院を受診した結果、椎間板ヘルニアと診断された。	33	10 ~ 29
7	15~ 16	工事現場にて、作業員がアーチング器へ降りる際、作業従事時の被災者の後ろを通過時にお互いの安全帯と工具差しが引っ掛かってしまい、それに気付かずに降りようとしたところ、被災者を押し出し、掘削底へ二人とも転落し負傷した。	25	1 ~ 9
7	8~9	1階ステージより4tダンブ（深ボディ）にコンクリートガラの積込み作業中、車輛の荷台縁に積込み用のコンテナをのせる際、別のコンテナを踏み台にしていたためバランスを崩し、コンテナが車輛とステージ手摺との間に落下した。その際、落下するコンテナを手放せずと一緒に転倒したため、ダンブのボディに頭部を強打し、瞼の上を裂傷した。	62	50 ~ 99

9	16～ 17	鉄筋組立工事中、現場に水たまりがあり、すべって転倒（左足が前にすべり右ひざの少し上部分骨接発生）	45	10 ～ 29
9	10～ 11	建設地敷地内移動中、基礎部コンクリートより出ている鉄筋（30cm）に足を引っかけ転倒、右手で体を支え、右手首を骨折した。	38	10 ～ 29
10	11～ 12	本人はリングシャッターの型枠建込作業において締固め材料（チェーン）を持って仮設通路上（鋼製足場板3枚敷）を歩行していたところ通路端部で滑り、左足を踏み外して約1.0m下の掘削法面部に転落し左膝を損傷した。	48	1 ～ 9
11	15～ 16	建物3階スラブ上で、返し型枠の段取りの為、型枠材を両手で運んでいる時に、スラブ鉄筋上にメッシュロードが敷き込まれていない状況下であった。スラブ鉄筋上を歩行中に、スラブ鉄筋に躓き転倒し、腰をコンクリート床に強打した。	70	1 ～ 9
12	8～ 9	外部足場上で、2階部分の建物外壁タイル張り作業の準備中、足場と壁面の間隔が広がったと思われ、自分でブラケットを取り付け（3ヶ所）、その上に道板を通し、固定せずに道板に乗ったところ、端部のブラケットに道板が掛かっておらず、移動したときに不安定になり、道板と共に腰から落下し、腰椎を破裂骨折した（安全帯未使用）。	63	1 ～ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html